

福祉タクシー・循環バス・公衆浴場 助成券の申請受付が始まります

※継続を希望される場合は、年に一度申請の手続きが必要です。

「タクシー券」・「循環バス券(あざみ号・スワンバス)」・「公衆浴場券」の助成券の中から
いずれかひとつを選択できます。

町に住民票があり、在宅の方(介護施設等に入所している方は除く)が下記の要件に該当する場合、諏訪地区管内に事業所があるタクシーや循環バス(あざみ号・スワンバス)または、町内の公衆浴場(一部の浴場を除く)の利用について、利用料の一部を助成します。

- ◇受付開始日 令和5年3月1日(水)から(土・日・祝日を除く)
- ◇受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ◇受付場所 町庁舎1階 保健福祉課 高齢者係



- (注1) 受付が大変混み合いますので、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年度と同様に3月中はお住まいの対象区ごとに受付日を分け、申請受付を行います。5ページの「申請受付カレンダー」でご確認ください。
- (注2) 申請手続きは通年できますが、助成券の交付枚数は申請手続きを行った月からとなります。ただし、令和5年度においても、6月末までに申請いただければ4月分からの交付枚数とします。
- (注3) ご本人様が直接窓口に来ることができない場合は、ご家族様等代理の方のみでも手続きができます。

【対象者】 (令和5年4月1日現在)

- 1 満79歳以上の方(誕生日の日から)
- 2 介護保険の要支援認定を受けている方
(通院等で特段の配慮が必要な方は、申請の際にご相談ください。)
- 3 要支援認定者のうち、町の独居高齢者台帳に登録されている方
- 4 介護保険の要介護認定を受けている方
- 5 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 7 療育手帳の交付を受け、障害程度がA1・A2・B1のいずれかに該当する方
- 8 人工透析患者の方で、「じん臓機能障害」に該当する身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級・3級・4級のいずれかに該当し、かつ「自立支援医療受給者証」または「特定疾病療養受療証」をお持ちの方
- 9 運転免許証を自主返納し、「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方 **※免許証失効の方は対象外**

満79歳の誕生日を迎えた方や、新たに上記2から9の対象者となった方は、その時点で申請の手続きをお願いします。

ただし、障がい者の方が使用する目的で、地方税法の規定により自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は、上記1から9の要件を満たしている方でも対象になりません。

【申請の際に必要なもの】

初めての方

- ①写真(利用者証作成用)
1枚(横2.5cm×縦3cm)

◆1年以内に撮影

正面を向き顔がはっきりとわかる写真
(帽子、サングラス、マスクなしのもの)

◆顔写真が添付された書類

対象の級に該当する身体障害者手帳等の各種手帳または運転経歴証明書をお持ちの方は、利用者証のかわりとして使用できますので、写真の提出は必要ありません。ただし、利用者証の作成を希望される方は顔写真(上記記載のもの)をお持ちください。

- ②「各種手帳(身体障害者手帳等)」や「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方は、申請時に窓口にてご提示ください。

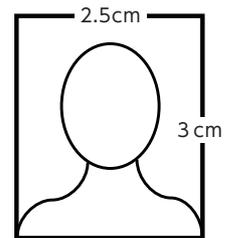
継続される方

- ①下諏訪町福祉タクシー等利用者証

※利用者証を紛失された方は再発行します。

顔写真(上記記載のもの)をお持ちください。

- ②上記①の利用者証の交付を省略されている方は、「各種手帳(身体障害者手帳等)」や「運転経歴証明書」



■ 問い合わせ 下諏訪町 保健福祉課 高齢者係
☎27-1111 (内線126・127)

福祉タクシー等助成券【申請受付カレンダー】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月中は下記のカレンダーで、助成券を利用される方の受付可能日をご確認いただき、できる限り分散した来庁にご協力をお願いします。

3月【第1区～3区】 ○ 受付可 × 受付不可

月	火	水	木	金	土	日
		1日	2日	3日	4日	5日
		○	○	○		
6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
×	×	×	×	×		
13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日
○	○	○	○	○		
20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日
×		×	×	×		
27日	28日	29日	30日	31日		
○	○	○	○	○		

3月【第4区～10区】 ○ 受付可 × 受付不可

月	火	水	木	金	土	日
		1日	2日	3日	4日	5日
		×	×	×		
6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
○	○	○	○	○		
13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日
×	×	×	×	×		
20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日
○		○	○	○		
27日	28日	29日	30日	31日		
○	○	○	○	○		

下諏訪町介護相談員事業 ～介護サービス施設利用者との心の交流に努めます～

介護相談員は、町内の特別養護老人ホームやグループホーム等の施設（13施設）を訪問して、利用者の抱える不安や疑問等をお聞きすることにより孤独感の解消等を図るなど、利用者が安心してサービス利用ができるよう支援しております。

また施設スタッフからはケアの状況やサービス提供上の課題等のお話を伺うといった活動も行うなど、行政とサービス利用者及び提供者相互の橋渡し役を担い、介護サービスの質の向上に繋げております。

現在は新型コロナウイルスの感染再拡大の影響により訪問活動を休止していますが、各種研修会や事例報告会への参加など再開に向けた準備を進めています。

～あなたも介護相談員活動を行ってみませんか？～

介護相談員活動に興味や関心がある方はお気軽に下記の担当係までご連絡ください。

■ 問い合わせ 下諏訪町 保健福祉課 高齢者係 ☎27-1111(内線126・127)



らくらく窓口証明書交付サービスを開始しました！

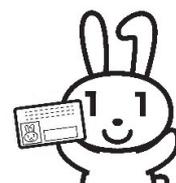
◎らくらく窓口証明書交付サービスは、マイナンバーカードを利用して簡単なタッチパネル操作で、住民票等の証明書が取得できるサービスです。

【設置場所】 町庁舎1階 住民環境課 総合窓口係

【利用可能時間】 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く平日の開庁時間内)

● 取得できる証明書及び手数料

証明書の種別	手数料	
住民票の写し	300円	・ご本人、ご本人と同一世帯の方の証明が取得できます。
印鑑登録証明書	300円	・ご本人の証明が取得できます。 ・下諏訪町で印鑑登録が済んでいる方のみ取得できます。
戸籍謄本・抄本	450円	・ご本人、ご本人と同一戸籍の方の証明が取得できます。 ・下諏訪町に本籍がある方のみ。
戸籍の附票	300円	・ご本人、ご本人と同一戸籍の方の証明が取得できます。 ・下諏訪町に本籍がある方のみ。
所得・課税・扶養証明書	300円	・ご本人の証明が取得できます。(最新年度のもののみ)



※らくらく窓口証明書交付サービスを利用するためにはマイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されたもの）が必要になります。

※他市町村に住民票がある方はご利用いただけません。

■ 問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 総合窓口係 ☎27-1111(内線135)